

福島市立三河台小学校 いじめ防止基本方針

1 目的

この基本方針は、いじめ防止対策推進法（以下、「法」という。）、福島市いじめ防止基本方針等に基づき、本校のいじめ防止対策の基本的事項を定めるものです。

2 基本理念

すべての子どもは、かけがえのない存在であり、社会の宝です。子どもにとって、いじめは、その健やかな成長への阻害要因となるだけでなく将来に向けた希望が失われるなど、深刻な影響を与えるという認識に立つ必要があります。本校は、以下の基本理念を掲げ、いじめの防止に取り組みます。

- (1) いじめは人間の尊厳を傷つける重大な人権侵害であるとの認識に立ち、いじめ防止に取り組みます。
- (2) いじめは全ての子どもに関する問題であり、いじめはどの集団にも、どの学校、どの子どもにも起こり得るとの認識に立ち、いじめの早期発見に努めます。
- (3) 子どもの生命及び心身を保護することが最重要であるとの認識に立ち、いじめを受けた子どもに寄り添うとともに、家庭、地域、教育委員会、関係機関等と連携し、解決を図ります。

3 取組の基本姿勢

いじめは、どの学級でもいつでも起こりうるとの認識をもち、早期発見、完全解決に向か、学校の総力をあげて取り組みます。解決にあたっては、積極的に保護者や地域住民、関係諸機関と連携を図ります。なお、いじめの定義は、以下によるものとします。

いじめの定義（いじめ防止対策推進法より）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人間関係のある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

4 基本的な考え方

児童のいじめを防止するために、社会全体がいじめの起きない風土づくりに努める必要があります。また、いじめを察知した場合は適切に指導することが重要です。学校全体で児童の健やかな成長を支え、見守るため、いじめ防止及びいじめの解消に向けた取組を進めるにあたっての基本的な考え方を次のとおり示します。

- (1) いじめの未然防止のため、児童に、「いじめは絶対に許されない」ことを理解させるとともに、思いやりや助け合いの心、規範意識等を育て、望ましい人間関係を築けるよう指導します。

- (2) いじめの早期発見のため、アンケート調査等を実施するとともに、個々の教員のいじめ問題への鋭敏な感覚と的確な指導力を高めます。
- (3) いじめの解決に向けた取組として、児童の生命及び心身を保護することが最優先課題であるという認識に立ち、いじめを受けた児童に寄り添い、家庭、地域、関係機関等との連携によっていじめを解決します。
- (4) いじめ防止及び対応のため、以下の2つの組織を設置します。
 - ① いじめ対策委員会（略称：対策委員会）
 - ・ 校外委員及び校内委員で構成し、設置要項は別途定める。
 - ・ 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況等の検証及び改善案等の提示をする。
 - ・ 重大事態及び校長が依頼した事案について事実認定・調査等を行う。
 - ② いじめ問題等対応校内委員会（略称：校内委員会）
 - ・ 校長、教頭、生徒指導主事、いじめ対策担当教員で構成する。必要に応じ関係者を招集する。
 - ・ 具体的な年間計画の作成及び実施の主体となる。
 - ・ いじめの相談・通報窓口を設置する。
 - ・ いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有をする。
 - ・ いじめの疑いに係る情報があった場合の、情報の共有、関係のある児童への事実関係の聴取、事実関係の照合によるいじめの認知、指導や支援の体制・対応方針の決定、保護者との連携等の対応をする。

5 取組の内容

- (1) 未然防止
 - ・ 年度初めに、いじめ防止等年間計画について全教職員で確認する。
 - ・ 教師と子どもも、子ども同士の信頼関係を構築するとともに、子ども一人一人のよさを伸ばす取組を行うことで、居場所づくり、絆づくりを行い、子ども一人一人に居場所のある温かい学級づくりを推進する。
 - ・ 道徳教育、人権教育、国際理解教育等を充実するとともに、保護者や地域住民への啓発活動を行う。
 - ・ 学級活動や児童会活動などで、児童自らがいじめに関する課題に対し、主体的に考える機会を設定する。
 - ・ 外部委員をメンバーに含めた「いじめ対策委員会」の定例会を年2回（6月、2月）を開催する。また、重大事態が発生した場合や校長が依頼した事案がある場合は、随時開催する。
 - ・ 教職員研修を年2回実施し、教職員の資質の向上を図る。
 - ・ 家庭訪問、電話連絡、学校・学年だより、ホームページなどを通じて家庭との緊密な連携・協力を図る。

(2) 早期発見

- ・ 5月、11月をいじめ防止月間と定め、児童への啓発とともに子ども向け生活アンケート、全児童対象の教育相談などを実施し、早期発見に努める。
- ・ 保健室、相談室等の利用及び電話相談窓口の周知等による悩んでいる児童が相談しやすい体制を整備する。
- ・ 教職員全体で、いじめに関する情報を共有する。

(3) 早期対応

- ・ 校内委員会等を活用し、いじめの事実確認と原因究明をする。
- ・ いじめの事実確認・認知にあたっては、児童へのアンケート調査及び聞き取り調査を行い、いじめの定義に基づいて認知する。
- ・ いじめの事実の有無、今後の対応について保護者へ説明をする。
- ・ いじめを認知した場合、校内サポート会議を招集し対応を検討する。
- ・ いじめられた児童及びいじめを知らせてきた児童の安全を確保する。
- ・ いじめられた児童が落ち着いて教育を受けられる環境を確保する。
- ・ 教育的配慮のもと、いじめた児童への指導を行う。
- ・ いじめを見ていた児童が自分の問題として捉えられるように指導する。
- ・ いじめられた児童の保護者に対する支援をする。
- ・ いじめた児童の保護者に対し家庭での指導に関する助言を行う。
- ・ 保護者会の開催などにより保護者との情報共有を図る。
- ・ いじめと思われる事案が発生した場合、関係機関と連絡を密にして、解決に取り組む。
- ・ 教員向けのいじめ対応マニュアルを作成する。

(4) 重大事態への対応

- ・ 見守り体制を整え、いじめられた児童の生命・安全を確保する。
- ・ スクールカウンセラー、養護教諭等と連携し、いじめられた児童の心のケアを図る。
- ・ いじめ対策委員会を招集し、事実関係を明確にするための調査の実施又は福島市及び福島市教育委員会が行う調査への協力をする。
- ・ 教育的配慮のもと、毅然とした態度でいじめた児童への指導を行う。
- ・ 福島市教育委員会に報告する。
- ・ いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案については警察との連携を図る。

いじめ対策委員会 設置要項

1 設置の趣旨

いじめは人間の心を傷つけ、最悪の場合命まで奪ってしまう、人間として絶対に許されない行為である。いじめの未然防止と根絶を図るためにには、校長の責任のもと、学校と保護者・地域が連携を取り合い、断固とした姿勢で取り組むことが必要と考え「いじめ対策委員会」（以下「対策委員会」とする）を設置し、児童への安全把握義務の徹底を図るようにする。

2 委員会の組織運営

- ① 校内委員は「校長・教頭・教務・生徒指導主事」とする。
- ② 校外委員は「P T A役員代表者2名、地区民生・児童委員代表者及び主任児童委員から1名」とする。
- ③ 委員会の責任者は校長とし、委員会の進行は教頭が行うものとする。
- ④ 「いじめ対策委員会」は、主としていじめに関する情報交換と問題処理について協議を行う場とする。
- ⑤ 重大事態の発生など、緊急を要するいじめ等の事案が発生した場合は、早急に委員会を招集するとともに市教委と連携し、必要に応じて校外委員以外の第三者も委員会に加え、情報収集・調査に当たる。

3 活動内容

- ① 校外委員は、いじめ（学校内外を問わない）に関する情報を収集する。なお、場合によっては、いじめの事案に限らず学校への連絡・要望等も併せて報告する。
※ 「いじめの事案に限らず」とは
児童虐待的な家庭、児童の問題行動（万引・放火・公共物へのいたずら）、学校内外の安全指導、学級担当への問題行動撲滅に向けての要望等、を指す。
- ② 校外委員からの情報によるいじめ等の事案については、学校側担当者が早急に該当担任に連絡し、事実確認のための調査と今後の対応について協議し、早期解決に努める。
- ③ いじめ等の事案について知り得た個人情報は外部に漏れないようにする。
- ④ 情報内容によっては、冷やかしなどの事案も予想されるが、該当児童が「いじめ」と感じている内容については、取り上げるようにする。なお、中学校・高等学校など本校以外のものとの関連や学校管理下外の活動で発生した事案についても取り上げるようにする。
- ⑤ 校内委員、中でも生徒指導主事は、月ごとの職員会議の「生徒指導について」の中で、情報収集やいじめのチェック等について教職員間の共通理解と実践について話し合い、早期発見に努める。